

入間市国民健康保険税条例新旧対照表（案）

改正案	現 行
<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第 24 条 市長は、次に掲げる者のうち市長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無又は著しく減少した者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれにも該当する者の属する世帯の<u>納税義務者</u>に対し、国民健康保険の被保険者の資格を取得した日(以下この項において「資格取得日」という。)の属する月以後 2 年を経過するまでの間に限り、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 資格取得日において、65 歳以上である者</p> <p>(2) 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者(資格取得日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者 ア～オ 略</p> <p>3 前二項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。)</u></p> <p>(2) 納期限及び税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>4 略</p>	<p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第 24 条 市長は、次に掲げる者のうち市長において必要があると認めるものに対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者</p> <p>(2) 当該年において所得が皆無又は著しく減少した者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれにも該当する者の属する世帯の<u>納付義務者</u>に対し、国民健康保険の被保険者の資格を取得した日(以下この項において「資格取得日」という。)の属する月以後 2 年を経過するまでの間に限り、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 資格取得日において、65 歳以上である者</p> <p>(2) 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者(資格取得日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であつた者 ア～オ 略</p> <p>3 前二項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>納期限前 7 日</u>までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>氏名及び住所</u></p> <p>(2) 納期限及び税額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>4 略</p>